

○釜石市教育研究所設置条例

昭和53年6月30日

条例第28号

注 平成13年6月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び指導援助活動を行うため、教育研究所を次のとおり設置する。

名称	位置
釜石市教育研究所	釜石市只越町三丁目9番13号

(職員)

第2条 教育研究所に所長その他必要な職員を置く。

(補則)

第3条 この条例の施行に関し、必要な事項は釜石市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月21日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年2月1日から適用する。

附 則(平成13年6月29日条例第26号)

この条例は、平成13年8月6日から施行する。

附 則(平成14年12月20日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の釜石市教育研究所設置条例の規定は、平成14年12月1日から適用する。

附 則(令和4年5月16日条例第12号)

この条例は、令和4年5月30日から施行する。